定額減税しきれないと見込まれる人へ

手続き期限
10月31日㈭
忘れずに！

物価高に対応するための支援として

定額減税補足給付金を支給します

問久慈市定額減税補足給付金コールセンター
☎0120-688-005（９時～20時　土日祝日も受付）

（担当：税務課　☎52-2114）

説明１　支給対象者

スタート

- 令和６年１月１日に久慈市に住んでいた
  - いいえ → 令和６年１月１日に住んでいた市町村に問い合わせください
  - はい → 合計所得が1,805万円以下
    - いいえ → 支給対象外
    - ↓はい
  - 令和６年分推計所得税（※１）、令和６年度個人住民税所得割の少なくとも一方は課税される
    - いいえ → 支給対象外
    - ↓はい
  - 令和６年分推計所得税、令和６年度個人住民税所得割の少なくとも一方より定額減税可能額（※２）が多い
    - いいえ → 支給対象外
    - ↓はい

定額減税補足給付金の支給対象です（８月中旬以降に「確認書」を発送）

※１…算定時点で市が入手可能な令和５年分の所得を基に推計した税額
※２…減税額（所得税３万円・住民税１万円）×人数（本人＋国外居住者を除く令和５年12月31日時点の扶養親族数）で計算した額

説明２　支給額の計算

●所得税分

減税可能額 3万円×人数※ － 令和６年分 推計所得税額 ＝ ①

●住民税分

減税可能額 1万円×人数※ － 令和６年度 住民税所得割額 ＝ ②

●給付金の支給額

①＋②（１万円単位に切り上げ）
１人あたり最大４万円

※人数…本人＋国外居住者を除く令和５年12月31日時点の扶養親族数

減税を補足する給付

物価高に対応するための一時的な支援措置として、全国で開始された1人当たり4万円の定額減税（所得税3万円・個人住民税1万円）。従業員に支払う給与から住民税や所得税を天引きし、本人に代わって納めている企業や団体などの協力もあり、市でも6月から実施されています。

定額減税補足給付金は、定額減税による支援を補足するためのものです。令和6年1月1日時点で久慈市に住所があり、税額よりも減税可能額が多く、定額減税しきれないと見込まれる人（上説明1）に支給されます。支給額は1人あたり最大4万円（上説明2）です。

書類発送は8月中旬

支給対象者には、給付金の計算内容と支給額などを記載した「確認書」を8月中旬以降に発送します。

給付金を受け取るには、本人確認や振込先口座の登録の手続きが必要です。10月31日までに同封の返信用封筒で確認書を返送するか、確認書に記載された二次元コードをスマートフォンやタブレットで読み取り、オンラインで申請してください。（上説明3）

手続き完了後、1カ月程度で給付金を指定口座に振り込みます。

不足分は来年度支給

今回支給する給付金は、令和6年度の住民税所得割額と、算定時点で入手可能な令和5年分の所得などから推計した令和6年分所得税額を基に計算しています。

退職などで令和5年分と令和6年分の所得が大きく異なり、給付金の支給額に不足が出た場合は、最終的な税額等を基に再計算し、令和7年度に不足分を追加で支給する予定です。

久慈市定額減税補足給付金コールセンター（☎0120―688―005）では、手続きの方法のほか、制度内容の質問なども受け付けます。不明な点は気軽に問い合わせください。

よくある質問と回答

❶給付金の支給額は、なぜ推計した所得税額を元に計算するのですか？

住民税は前年の所得を基に税額を決定しますが、所得税はその年の所得を基に税額が決まるため、現時点では令和６年分の所得税額が決まっていないためです。

最終的に支給額に不足が出た場合は、令和７年度に追加で支給予定です。

❷今後申告などで税額が変更になった場合はどうなりますか？

税額が変更になった結果、支給額に不足が出た場合は令和７年度に追加で支給予定です。

❸支給対象者が亡くなった場合はどうなりますか？

手続き前に亡くなった場合、給付金は支給されません。手続き後に亡くなった場合は、支給対象者本人への支給が行われ、他の相続財産とともに相続の対象になります。ただし、令和７年度に予定する追加の給付金（不足分）の支給対象にはなりません。

❹市外に引っ越した場合、令和７年度予定の給付金はどうなりますか？

令和７年度に予定する追加の給付金は、令和７年１月１日時点で住所のある市町村から支給されることになります。

追加支給の対象になった場合、引っ越した先の市町村に申請が必要になる場合があります。給付金の受給を証明する書類がある場合は、保管しておいてください。

説明３　手続きの方法

確認書はオレンジの封筒で届きます

確認書が届いた人は次の❶か❷のいずれかの方法で手続きしてください（市役所への持参可）。

返信も印刷も不要で便利

スマートフォンやタブレットから
❶オンラインで申請

確認書に記載された、二次元コードをスマートフォンやタブレットで読み取ってください。表面右上にある通知ＩＤとパスワード（西暦での０を含む生年月日８桁）を入力してログインし、申請してください。
※確認書の返送や書類の印刷は不要です。

同封の返信用封筒（切手不要）で
❷確認書を返送

確認書に記載された内容を確認のうえ、名前と連絡先などを記入し、確認書類と一緒に返信用封筒で返送してください。
※本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード）のコピー、口座確認書類（通帳、キャッシュカード）のコピーなどの同封が必要です。

！ 詐欺にご注意を！

「還付を受けられます」と切り出し、ＡＴＭの操作をお願いしたり、個人情報を聞き出すことはありません。不審な電話やメールがあったときは、久慈警察署（☎53-0110）か警察相談専用電話（☎＃9110）にご連絡ください。